

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第1回）

氏 名 加 藤 靖 之	所属庁・官職 熊本家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 カリフォルニア州，カリフ ォルニア大学バークレー校
提 出 書 面 平成26年8月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月2日～8月1日） 同年7月6日～8月1日 カリフォルニア大学デービス校においてサマースクール 受講		
キーワード欄 ・サマースクール受講（カリフォルニア大学デービス校において） ・ワシントン大学ロースクールにおける受講科目 ・モリソン・アンド・フォースター法律事務所の訪問 ・コロンビア大学ロースクール訪問 ・アメリカ科学振興協会鑑定人部門の訪問 ・連邦司法センターの訪問 ・連邦最高裁判所の見学		

(別紙)

平成26年8月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員
(米国・カリフォルニア州, カリフォルニア大学バークレー校)
熊本家庭裁判所 判事補 加藤 靖之

報告書簡(第1回)

平成26年7月2日～8月1日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 受講者等

カリフォルニア大学デービス校において開催されたサマースクールの一つである Orientation in U.S.A Law に参加した。本サマースクールは、アメリカ法の導入教育を目的とするものであり、受講者は、いずれも米国人ではない。今回の受講者は、合計56名であり、それぞれの母国は、日本、中国、ブラジル、メキシコ、サウジアラビア、チリ、台湾、韓国、スウェーデン、インドネシア、エジプト、ポーランド及びベルギーである。受講者は、その後、米国において通年の LL.M へ進学を予定している者、同大学において三年間夏期講座を受講して LL.M の学位取得を目指す者、及びサマースクールのみの者と様々であり、経歴も母国の法曹資格者、企業の法務担当者及び学生と様々である。

2 内容

本サマースクールは、主に講義、グループワーク及び施設見学から構成される。

導入教育については、受講者数から講義形式で行われる。科目は、憲法、民法、刑法及び両訴訟法といった基本的なものから、知的財産法、証券取引法、独占禁止法、国際取引法及び国際刑事法といった専門的なものまで及び、それぞれ3時間ないし9時間かけて概括的な講義がされた。

グループワークについては、二つ行われた。一つ目は、Constitutional Law

Project というものであり、憲法上の問題点を含む説例について、模擬裁判の形式で、両当事者に分かれて弁論を行うというものであった。二つ目は、Study Group であり、架空の国家において憲法を作るというものであった。当職は、前者では、中国からの受講者と組んで弁論を行い、後者では、日本、中国、韓国、インドネシア及びサウジアラビアからの受講者とグループを組み行った。

施設見学は、州裁判所（State Court）で裁判傍聴を行い、拘置所（Jail）を見学した。

3 所感

本サマースクールの長所は、デーヴィスというのどかな大学町で生活を始めることにより比較的スムーズに海外生活に適応できること、早朝から夜までの講義を通してアメリカ法の概略を掴むことができること、及び諸外国の法曹と議論することによりアメリカ法だけでなく諸外国の法制度についても触れることができたことなどが言える。

他方、短所は、日本人が多いということ、受講者全員の母国語が英語ではないこと、サマースクールのみの受講者の一部にはサマースクールへのモチベーションが高くないと思われたこと、及びレクチャー形式が主なことなどが言える。

本サマースクールで学んだことをこれからの LL.M において活かしていきたい。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第2回）

氏 名 加 藤 靖 之	所属庁・官職 熊本家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 カリフォルニア州，カリフ ォルニア大学バークレー校
提 出 書 面 平成26年9月29日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月2日～9月28日） 同年8月2日～9月28日 カリフォルニア大学バークレー校においてLL.M受講		
キーワード欄 カリフォルニア大学バークレー校においてLL.M受講		

平成26年9月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員
(米国・カリフォルニア州, カリフォルニア大学バークレー校)
熊本家庭裁判所 判事補 加藤 靖之

報告書簡(第2回)

平成26年8月2日～9月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 平成26年8月から LL.M プログラムが始まり, 科目登録を行った上で, 現在, 以下の授業をとっている。

(1) Fundamentals of U.S. Law (3単位)

本科目は, LL.M 生限定の必修科目である。授業は, 夏期期間に集中講義がされた上で, 通常期間に週1日1時間50分である。夏期期間の講義では, 主にケースローとは何かといったアメリカの法体系についてであり, 通常期間の講義では, 憲法の中の統治機構についてであり, 判例を軸に教授との質疑応答及び学生間でのディスカッションにより進められている。

(2) Legal Research and Writing (1単位)

本科目は, LL.M 生限定の必修科目である。授業は, 週1日1時間10分である。講義は, アメリカにおける法的調査及び法的文書起案についてゼミ形式で行われるものである。法的調査については, 調査方法についてレクチャーを受けた上で実践する課題を与えられ, 起案については, ほぼ毎週, 起案提出が課されている。課題内容は, リーガルメモランダム作成に係るもので, 裁判例を与えられ, ケースブリーフ(事案のサマリー)の作成, 複数裁判例と架空事案を与えられ, 裁判例から抽出されるルールを基に予想される架空事案の結論と理由の起案等である。

(3) Civil Procedure (5単位)

本科目は, J.D. の1年生の必修科目の一つである。授業は, 週4日各1時間05分である。講義は, アメリカ民事訴訟法全般を取り扱うものであり, 毎回判例を1ないし3件取り上げ議論する。講義は, 現在までに, 訴答(pleading), 管轄問題(jurisdiction)などを取り上げた。

(4) Contracts and Sales for LL.M. Students (3単位)

本科目は, LL.M 生限定の科目である。授業は, 週2日各1時間15分である。

講義は, アメリカの契約法を取り扱うもので, 毎回判例を3ないし5程度取り上げ, 関係する Uniform Commercial Code, Restatement に言及しつつ議論す

る。契約法は、判例法であるものの、法曹によって判例法をまとめ、あるべき契約法のあり方を検討した restatement や、UCC によって一定の体系的理解が可能となっている。しかしながら、restatement は法ではなく、UCC も全州においてそのまま採用されてはいないので、やはり成文法のある日本とは異なると感じた。

(5) Business Law in Japan and the U.S. (2単位) [REDACTED]

本科目は、日本とアメリカの会社をとりまく環境についての現象を取り扱い、あるべき会社の姿を考えるものである。授業は約1か月間集中で行われ、週2回、1時間50分であった。取り扱ったものは、会社法、税法、J-SOX法、倒産法といった法律に留まらず、労働市場の流動性、メインバンクシステム、社風まで含み、非常に範囲の広いものとなっている。授業は終了し、レポート提出が求められている。

2 その他

本格的に授業が始まり、予習に追われている。9月は、授業の振替のため Civil Procedure が毎日あった外、Business Law in Japan and the U.S. の授業があったため、家と大学の行き来で終わってしまった。10月からは、その分、時間に余裕が出てくるはずなので、裁判傍聴や自分の研究分野について手を伸ばしたいと考えている。

[REDACTED]

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第3回）

氏 名 加 藤 靖 之	所属庁・官職 熊本家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 カリフォルニア州，カリフ ォルニア大学バークレー校
提 出 書 面 平成26年11月27日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月29日～11月27日） 同年9月29日～11月27日 カリフォルニア大学バークレー校において LL.M 受講		
キーワード欄 カリフォルニア大学バークレー校において LL.M 受講		

(別紙・報告書簡本文書式例)

平成26年11月27日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員
(米国・カリフォルニア州, カリフォルニア大学バークレー校)
熊本家庭裁判所 判事補 加藤 靖之

報告書簡 (第3回)

平成26年9月29日～11月27日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 秋学期の授業期間は、ほぼ終わり、12月初旬から Final Exam のため、復習を行っている。

(1) Fundamentals of U.S. Law (3単位)

本科目は、LL.M 生限定の必修科目である。授業内容は、前半に統治機構、後半に連邦制について行われた。連邦制については、なじみのないものが多く、興味深かった。例えば、州際通商(Interstate commerce)に連邦政府による規制と州政府による規制の調整や、州による規制と外交政策、国際法の関係などが取り上げられた。連邦法による専断など、日本における法律と条例の関係と類似する点もあるが、連邦の権限がそもそも憲法により列挙された事項に限られていることや、州政府が連邦政府と比較して身近な政府として市民に受け入れられてきた背景などから独自の問題を抱えていることを知った。

(2) Legal Research and Writing (1単位)

本科目は、LL.M 生限定の必修科目である。10月以降は、起案を中心に進められた。起案は、特許侵害事件において不公正な行為 (inequitable conduct) が抗弁として成立するかを検討するものであった。連邦法及び裁判例の調査を行い、その結果を起案した。現在、授業は終了し、添削を受けた起案を再提出して終了となる。起案においては、圧倒的に連邦法よりも裁判例の紹介が多く(各裁判例ごとに事実、争点、定立されたルール、ルールの当てはめ及び結論を紹介する。)、ケースローというものを実感することができた。

(3) Civil Procedure (5単位)

本科目は、J.D. の1年生の必修科目の一つである。授業は、民事訴訟手続を俯瞰するスケジュールのため、10月以降、トライアル前手続、トライアル、陪審及び既判力等を取り上げた外、class action 及びADRを取り上げた。また、中間試験があり、択一及び論文問題が出された。その他、授業期間を通してケーススタディの課題が出され、計6起案をグループで行った。事案は、シングルマザーの学生が家を借りようとしたところ、管理者がシングルマザーであることを理由にこれを断ったと主張して、家の賃貸において家族の身分を理由とする差別

を禁じる連邦法(Federal Fair Housing Act)に反するとして損害賠償を請求するものであった。課題は、原告代理人として訴状、被告代理人として訴答不十分を理由とする訴え却下の申立て、原告代理人として暫定的差止命令の申立て、被告代理人として人的裁判籍がないことを理由とする訴え却下の申し立て、被告代理人としてディカバリーの強制の申立て及び和解であった。授業の進捗に合わせて模擬を行うものであり、とても合理的だと感じた。

(4) Contracts and Sales for LL.M. Students (3単位)

本科目は、LL.M生限定の科目である。契約に関連する事項を一通り取り上げた。具体的には、契約の成立、契約の解釈、履行及び救済について取り上げた。約因理論や口頭証拠法則といった日本と異なる理論あるものの、ほとんどの場合は、日本と同様の結論が導き出されている。また、口頭証拠法則など、日本と異なる理論についても、その強度は緩和しつつあるように感じられる。

(5) Business Law in Japan and the U.S. (2単位)

本科目についての授業は終了し、レポート作成を行っている。私が選んだテーマはブラック企業を題材として経営者、株主及び従業員間での交渉における問題点を選んだ。授業において、経営者・株主間の交渉及び経営者・従業員間での交渉における諸要素について日米間の比較を通して紹介されていたため、それらの諸要素を近年話題となっているブラック企業に当てはめた場合どうなるかを検討している。

2 その他

早いもので秋学期がまもなく終了する。春学期の科目登録も最初の期間が終了した。春学期は、複雑訴訟に関する講座の外、市民訴訟について学ぶため環境法関係の講座を選択する予定である。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第4回）

氏 名 加 藤 靖 之	所属庁・官職 熊本家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 カリフォルニア州，カリフ ォルニア大学バークレー校
提 出 書 面 平成27年3月15日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月28日～平成27年3月15日） 平成26年11月28日～平成27年3月15日 カリフォルニア大学バークレー校においてLL.M受講		
キーワード欄 カリフォルニア大学バークレー校においてLL.M受講		

平成27年3月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員
(米国・カリフォルニア州、カリフォルニア大学バークレー校)
熊本家庭裁判所 判事補 加藤 靖之

報告書簡(第4回)

平成26年11月28日～平成27年3月15日までの研究状況についてご報告申し上げます。

- 1 秋学期の試験は全て終わり、無事全科目につき単位を取得することができた。
- 2 春学期の科目登録を終え、授業を受けている。

(1) Environmental Law and Policy (3単位)

本科目は、アメリカ環境法及び環境政策についての授業である。現在までに、アメリカ環境法の概要、NEPA(国家環境政策法)及びClean Air Act(大気浄化法)の内容及びケースについて学んだ。NEPAは日本における環境影響評価法、CAAは大気汚染防止法に対応するものである。

NEPAは、連邦行政機関の行為のうち環境に著名なインパクト(significant environmental impact)を与える場合に環境影響評価(Environmental Impact Statement, EIS)を義務付ける手続法である。いかなる場合に、EIS作成が義務付けられるか(例えば、連邦行政機関が補助金交付した場合、被交付計画が連邦の行為と判断されるか、著名なインパクトとは何か、当該インパクトが当該行為によるものといえるかなど。)、EISの内容として検討されなければならないのはどのようなものか(検討すべき代替手段は何か。)などが争点となる。日本の環境影響評価法と異なり、横断条項がないため、NEPAは完全な手続法のため、NEPAの内容を行政機関が考慮要素としなければならないとは限らない。その一方、EIS作成に多大な時間、資源がかかる。そのため、NEPAについての評価が分かれており、授業でも議論がされた。なお、NEPAに対応する州法を制定している州も多い。

CAAは、環境基準(National Ambient Air Quality Standards, NAAQS)を連邦が設定し、その基準を達成するため、州が計画(SIPs)を策定し、固定排出源に規制を行うものと、連邦が主として移動排出源(特に自動車)への規制を行うものがある。自動車の場合は、州をまたいで移動したり、全国的な市場が形成されていたりするため、連邦がほとんどの規制を行うが、固定排出源の場合は、州が行うこととなっており、Federalismの観点から役割分担がされている。

環境に対する影響は、一部の場所に留まるものも多いが、州を超えるもの、国家を超えるものも多く、それらについての連邦と州の取り組み方に試行錯誤されていることがよくわかった。例えば、二酸化炭素排出については、地球温暖化という観点では、国家を超えるものであるが、近年、移動排出源規制において二

酸化炭素も汚染物質である旨の判断が最高裁でされたため(Massachusetts v EPA), 固定排出源についても規制対象に組み入れる流れになっているが, それをどのような形で進めていくかについて議論がされている。

(2) Legal Research and Writing (1単位)

本科目は, LL.M 生限定の必修科目である。後期は, セクシャルハラスメント及び復讐型ハラスメントのケースを元に, 原告被告に分かれ Summary judgment の申立書(被告)又は反論書(原告)を起案している。なお, サマリージャッジメントとは, 「原告あるいは被告の訴えないしは防御の成功の現実的可能性がなく, 他にも正式な審理に付すだけの理由がないと裁判所が判断した場合に, 裁判所が正式な審理に付さずに略式で下す判決, またはその手続き」を指し, 具体的には, 「米国では, 当事者の申し立てに基づき法的問題以外には(重要な)事実問題に関する真正な争点(genuine issue of (material) fact)がないと判断した場合に陪審審理を経ずに略式で下す判決を指す」[研究社 英米法律語辞典]

現時点までに, 申立書に使用する法律及びケースの調査, 事実部分の起案, 争点部分の起案を経て, 全体のドラフトを作成した。最終的には, 起案を元に口頭弁論を行う。

(3) Introduction to Energy Law (1単位)

本科目は, エネルギー法に関する導入科目である。環境法について学ぶに当たり, 隣接科目としてエネルギー法を履修することとした。毎回実務家をゲストに招き, 講演を聞き, 簡易レポートを作成している。現在までに, エネルギー法専門の弁護士, 元州知事, 州議員の立法スタッフ弁護士, カリフォルニア州公益事業委員会(公共料金の裁定などを行う。)のスタッフ弁護士などがゲストスピーカーとして参加した。

(4) Renewable Energy law and policy (3単位)

本科目は, 再生可能エネルギー法及び政策に関する科目である。再生可能エネルギー, 本科目では, 太陽光, 風力, 水力, バイオマス及び地熱, に関する法及び政策を学んでいる。再生可能エネルギー分野は, 様々な利害対立があり, 訴訟も多い。例えば, 再生可能エネルギー推進派と既存エネルギー事業者(石炭や石油など), 州と連邦又は他の州, 新規発電業者と従来の発電事業者などの利害関係がある。その中で, 政府の許可や政策が問題となることも多い。毎回, ケース及び論文を読んでゼミ形式で議論をしている。

その他, 各自, 1回再生可能エネルギーに関するプレゼンテーションを行う。当職は, Marin Clean Energy について発表した。MCE は, 複数自治体が団体を設立し, その団体が電力を購入し, 電力会社の送電線を利用して消費者に電力を販売する形式を Community Choice Aggregation というところ, その CCA の成功例とされるカリフォルニアの CCA である。MCE は, その名のとおり, クリーンエナジーを売りにしており, 民間電力会社が再生可能エネルギー割合が 19%程度のところ, 同割合が 50%又は 100%という二つのプランを提供している。一般家庭の月利用料金は, 50%プランが民間電力会社よりも安く, 100%プランでも数ドル高いというものである。

最終的には日本と米国を比較した論文を作成する予定である。

(5) International Law (3単位)

本科目は、国際公法の科目である。同一の法体系に対する日本からの見方とアメリカからの見方がどのように異なるのかに興味があり履修した。現時点で、国際法の法源、主体、国内法との関係、国家の成立と変動、国家領域、条約法及び国家責任などを学んでいる。LL.M.生も多く、アメリカだけでなく、フランス、ブラジル、タイ、韓国などからの学生の意見も聞くことができ、非常に興味深い。

(6) Independent study (2単位)

本科目は論文作成の科目である。指導担当教授に指導を受けながら論文を作成する。当職の論文内容は、日米の原告適格についての比較をする予定であり、先日、第一稿を教授に提出した。

以上